

令和6年度 国登録有形文化財



「重田家住宅」活用事業を 募集します！

国登録有形文化財「重田家住宅」を活用して、展示会や演奏会等のイベントをしてみませんか？

令和6年度は、平日の水・木・金曜日、毎月第4土曜日を重田家住宅公開の日とし、偶数月の第4土曜日では、それに合わせた活用事業を募集します。歴史的建造物の価値について理解を深める企画や、古民家の雰囲気を活かした企画、地域の活性化につながるイベントをお待ちしています。

募集日程：偶数月第4土曜日。（12月は第3土曜日）

4月27日、6月22日、8月24日、10月26日、12月21日、令和7年2月22日。

募集内容：重田家住宅を活用し、自らが実施するイベント等についての事業

（具体的には）・歴史的建造物の価値について理解を深めるもの

- ・古民家の雰囲気を活かしたもの
- ・地域の活性化につながるもの

対象者：個人・団体（法人格の有無を問わない）

利用の範囲：主屋1階部分・主屋南面の庭（前庭）・裏庭

募集条件：・来場者を対象とし開催されるものであること。

- ・イベント等は主体的に実施すること。
- ・政治・宗教等の宣伝活動でないこと。
- ・暴力団およびこれに準ずる団体に関わっていないこと。
- ・営利目的でないこと。
- ・建物の現状を変更・加工等しないこと。
- ・町から謝金等の支払いはありません。



募集期間：令和6年1月5日（金）から令和6年12月20日（金）（必着）まで、各開催日程の2か月前までにご応募ください。（締め切り日が土・日曜日の場合は前日の金曜日）事業が確定したい締め切らせていただきます。

応募方法：上記募集日程の中で希望する日を決め、提案書（別紙様式）を下記まで提出してください。

- * くわしくは下記までお問い合わせください。
- * 『国登録有形文化財「重田家住宅」利用上のお願い』をご確認の上、ご応募ください。
- * 電気、水道、下水道等の光熱水費等負担金として1団体一日あたり一律500円のご負担をお願いします。
- * 通常の開館時間は、10:00～16:00です。イベントは午前・午後のみ等の実施でも構いません。ただし、その場合でも料金は変わりません。
- * 来場者の見学を妨げないようご理解の上、ご応募ください。
- * 趣旨にそぐわない事業についてはお断りする場合があります。
- * 上記の日程以外での利用については別途お問い合わせください。

* 国登録有形文化財「重田家住宅」 *

重田家は江戸時代中頃から代々医師を家業としており、「重田家住宅」には、主屋・穀蔵・西の蔵・東の蔵・外便所・井戸屋形・表門及び塀等があり、この7棟が平成13年（2001）11月20日、国の登録有形文化財として登録されました。

☆お申込み・お問合せ先☆

玉村町生涯学習課文化財係 （電話） 0270-30-6180 （Mail） rekisi@town.tamamura.lg.jp

☎370-1105 群馬県佐波郡玉村町大字福島 325 番地 玉村町文化センター内

